

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	IRRBB:金利リスク	イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,429	14,733	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	16	123				
3	スティープ化	12,166	12,036						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	15,429	14,733	16	123				
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	40,196		39,512					

注：金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

コンプライアンスの実践に係る基本方針

- 違法精神の自覚と責任**
当金庫の経営陣は、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、中心的役割を担い率先垂範し企業倫理と違法精神に則った経営にあたります。
- 信頼の確保**
当金庫は、地域金融機関としてその公共的使命と社会的責任を充分認識し、自己責任に基づく健全で効率的な業務運営を通じて、地域社会から揺るぎない信頼を確保します。
- 誠実かつ公正な企業活動の遂行**
当金庫は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い誠実かつ公正な業務活動を遂行いたします。
- 透明な経営の徹底**
当金庫は、経営情報を公正かつ適時適切に開示し、透明な経営に徹します。
- 反社会的勢力の排除**
当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除するとともに、同勢力からの不当な要求に対しては断固として拒絶いたします。
- 高い社会的評価の実現**
当金庫は、人間性を尊重した経営を行うとともに、新しい社会的ニーズに的確に対応し、社会に高く評価される金庫を目指します。

コンプライアンス（法令遵守）の取り組み

コンプライアンスとは法令や社会規範などのルールを守ること、つまり「法令遵守」のことで、法令のみならず、社会一般に求められる倫理やモラル、金融機関内部の規則を守ることにも含まれています。

当金庫はコンプライアンスの指導・監督にあたる部署としてコンプライアンス部を設置し、コンプライアンスがより浸透するよう、様々な取り組みを行ってまいりました。

まず、役職員の指針となる「倫理綱領」をはじめ、遵守すべき行動規範としての「倫理行動基準」などを取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員へ周知いたしました。そして、このマニュアルに基づき本部各部・営業店において恒常的に研修会を開催したり、全役職員を対象に日常の業務内外を通じて、法令遵守と倫理の基本的項目を3ヵ月毎にチェックし、コンプライアンスの徹底をはかっています。

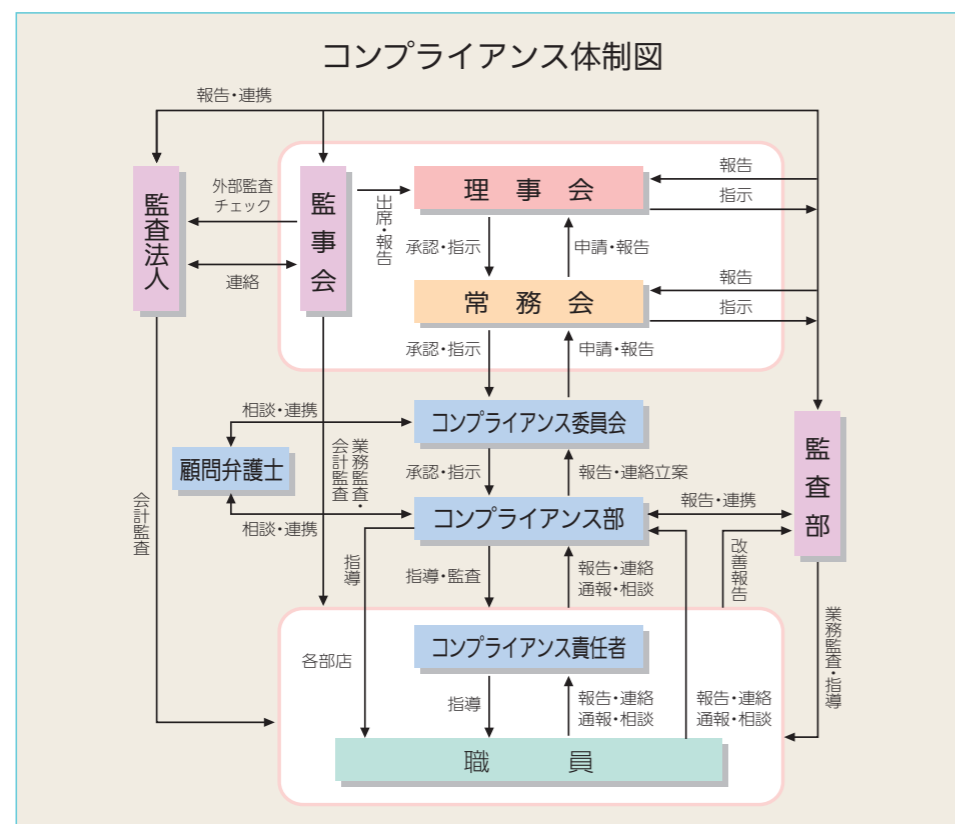
また、コンプライアンス部では、本部各部と営業店に対して、監査を実施し、日常業務運営における違法行為や事故発生の未然防止をはかっています。当金庫では、社会的責任と公共的使命を認識し、地域から揺るぎない信頼を確保していくため、全役職員一丸となってコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 - 当金庫は、反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 以上

コンプライアンス体制図



暴力団排除条項の導入について

当金庫では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進しておりますが、従来にも増して強化するため、平成22年4月1日より、その取り組みの一環として、融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」など、融資関連の契約書や各種預金規程等に暴力団排除条項を導入し、同日より適用を開始いたしました。

また、お取引の開始の際には、お客さまご本人や保証人様が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことの他、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を現在かつ将来にわたり行わないことの表明・確約をいただくことといたします。

これにより、お取引開始後に、申込時の表明・確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、当金庫の判断で融資については、お借入金等の債務を直ちにご返済していただき、ご預金についてもお取引を停止し、または取引を解約させていただき、お取引の解消をさせていただくこととなります。

この取扱は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月)等の内容を踏まえたものです。

当金庫では、政府指針などの趣旨を踏まえ、平成24年9月には定款の一部変更を行い、当金庫の会員から反社会的勢力等を排除する対象とするなど新たな措置により、さらなる反社会的勢力等との関係遮断のための取り組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」という）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

お客さまからの相談・苦情・紛争等の受け付けについて

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）を営業店またはコンプライアンス部で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

中栄信用金庫 コンプライアンス部	
住 所	〒257-0036 神奈川県秦野市元町1番7号
電話/FAX番号	電話：0120-383-889（フリーダイヤル） FAX：0463-82-2182
eメール	ホームページからのお問合わせ(ご意見・ご要望・苦情など)フォーム(入力画面)に従って送信してください。
受付日時	月曜日～金曜日（信用金庫営業日） 9：00～17：00
受付方法	電話、FAX、eメール、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月曜日～金曜日（信用金庫営業日） 9:00～17:00
受付方法	電話、手紙、面談

- 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）ならびに神奈川県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
受付時間	9：30～12：00 13：00～15：00	10：00～12：00 13：00～16：00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	神奈川県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9
電話番号	03-3581-2249	045-211-7716
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
受付時間	10：00～12：00 13：00～16：00	9：00～12：00 13：00～17：00

- 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または、当金庫コンプライアンス部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、現地調停の利用ができる弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、神奈川県弁護士会等、移管調停の利用ができる仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。